

令和2年議案第2号

損害賠償の和解及び額を定めることについて

愛北広域事務組合において損害賠償義務が発生したので、その和解及び額を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年10月27日提出

愛北広域事務組合

管理者 犬山市長 山田 拓郎

提案理由

この案を提出するのは、令和2年8月22日 尾張北部聖苑第1駐車場において、組合敷地内の樹木から落下した枝木が駐車中の車両にあたり破損させたことにより、愛北広域事務組合に損害賠償義務が生じたからであります。

和解及び賠償金調書(案)

事故発生日時	令和2年8月22日 午後4時30分	
事故発生場所	犬山市大字善師野字奥雑木洞地内「尾張北部聖苑」	
当事者(甲)	愛北広域事務組合	
当事者(乙)	相手方	氏名: 住所:
事故の状況	尾張北部聖苑第1駐車場において、組合敷地内の樹木から落下した枝木が駐車中の車両にあたり、フロントガラスと車体が破損したものの。	
和解の内容	<p>1. 双方の損害及び過失割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 損害額 甲 金 0円 乙 金 274,186円</p> <p>(2) 過失割合 甲 100% 乙 0%</p> <p>甲は、乙に対し、金274,186円を賠償するものとする。</p> <p>2. その他に関しては、一切異議、請求の申し立てをしないものとする。</p>	
賠償金額	車両修繕費	金274,186円

(参 考)

